

健衛発0904第1号
平成21年9月4日

財団法人全国生活衛生営業指導センター理事長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

衛生環境激変対策特別融資について

標記について、別添（写）のとおり各都道府県知事及び各都道府県衛生主管部（局）長あて通知したので、この旨ご了知の上、貴管下関係団体への周知・指導方お願いするとともに、下記事項に留意するよう併せてお願いします。

記

1. 申込時の添付資料について

今回融資対象業種に飲食店営業及び喫茶店営業を追加したところであるが、新型インフルエンザ発生による影響を確認をするため、別添「新型インフルエンザ発生による影響に関する確認資料」を添付することとしているので、適宜本制度申込者に配布するなど便宜を図ること。

2. その他

その他の取扱いについては、平成21年6月30日付け健衛発第0630001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知のとおりとする。

健衛発0904第1号
平成21年9月4日

社団法人全国生活衛生同業組合中央会理事長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

衛生環境激変対策特別融資について

標記について、別添（写）のとおり各都道府県知事及び各都道府県衛生主管部（局）長あて通知したので、この旨ご了知の上、貴管下関係団体への周知・指導方お願いするとともに、下記事項に留意するよう併せてお願いします。

記

1. 申込時の添付資料について

今回融資対象業種に飲食店営業及び喫茶店営業を追加したところであるが、新型インフルエンザ発生による影響を確認をするため、別添「新型インフルエンザ発生による影響に関する確認資料」を添付することとしているので、適宜本制度申込者に配布するなど便宜を図ること。

2. その他

その他の取扱いについては、平成21年6月30日付け健衛発第0630001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知のとおりとする。

健発0904第1号
平成21年9月4日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

衛生環境激変対策特別融資について

標記について、平成21年6月30日付け健発第0630001号厚生労働省健康局長通知により、発動を行ったところであるが、新型インフルエンザの影響により飲食店営業及び喫茶店営業についても相当の影響が生じていることから、下記のとおり融資対象業種に追加したので、この旨ご了知の上、貴管下関係団体等に対する周知・指導方よろしく願います。

記

1 衛生環境激変の事由

国内で新型インフルエンザが発生したことにより、飲食店営業者及び喫茶店営業者の売上高が減少し、経営に深刻な影響が生じていることから、現在発動中の衛生環境激変対策特別融資の融資対象業種に飲食店営業及び喫茶店営業を追加することについて、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）に指示したものである。

2 融資対象

平成21年財務省・厚生労働省告示第2号により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第1号に掲げる新型インフルエンザにより、衛生水準の維持向上に著しい支障が生じている食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により許可を受けて営む同法第51条に規定する営業のうち飲食店営業及び喫茶店営業を営む者であって、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来していると認められるもので、かつ、衛生環境激変対策特別融資制度要綱（以下「要綱」という。）3の（1）及び（2）の要件を満たすものを追加する。

なお、新型インフルエンザにより、一時的な業況悪化から資金繰りに支障をきたしていることについては、飲食店営業者及び喫茶店営業者において作成する別添「新型インフルエンザ発生による影響に関する確認資料」を公庫へ提出させるものとする。

3 貸付限度

今回追加した飲食店営業及び喫茶店営業については、要綱6の（1）の規定のとおり別枠1,000万円以内とする。

4 取扱期間

平成21年9月4日から平成21年12月30日までとする。

健衛発0904第1号
平成21年9月4日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

衛生環境激変対策特別融資について

標記については、平成21年9月4日付け健発0904第1号厚生労働省健康局長通知により各都道府県知事あて通知されたところであるが、下記の事項にご留意の上、貴管下関係団体等に対する周知・指導方よろしくをお願いします。

記

1 融資対象の確認

今回、融資対象業種に飲食店営業及び喫茶店営業を追加したところであるが、新型インフルエンザ発生による影響については、別添「新型インフルエンザ発生による影響に関する確認資料」により、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が確認を行うので、申込時に添付すること。また、衛生環境激変対策特別融資制度要綱（平成20年10月1日健発第1001001号）3の（1）及び（2）要件についても、公庫において確認を行うものであること。

2 その他

その他の取扱いについては、平成21年6月30日付け健衛発第0630001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知のとおりとする。

(別 添)

新型インフルエンザ発生による影響に関する確認資料

○対象業種：飲食店営業・喫茶店営業

1 新型インフルエンザ発生により影響を受けた事業所所在地

影響を受けた事業所所在地（都道府県名）	新型インフルエンザの影響を受けた時期
	年 月

2 新型インフルエンザ発生による影響内容

該当するものに「レ」を付ける（複数選択可）。

<input type="checkbox"/> 修学旅行、観光旅行客の減少から団体予約がキャンセルとなった。
<input type="checkbox"/> 修学旅行、観光旅行客の減少から来店客数が減少した。
<input type="checkbox"/> 出張等ビジネス客の減少から来店客数が減少した。
<input type="checkbox"/> 周辺企業の感染予防対策等から来店客数が減少した。
<input type="checkbox"/> 周辺地域で感染例が出たため人通りが減少し、来店客数が減少した。
<input type="checkbox"/> その他 []

(注) 「その他」に該当する場合、具体的な影響内容について [] 内に記載する。

3 売上高の状況

	影響を受けた時期の売上高の状況（注1）		最近の売上高の状況（注2）		
	影響を受けた月の前月 （ 月 ）	影響を受けた月 （ 月 ）	前々月 （ 月 ）	前 月 （ 月 ）	最近1ヵ月 （ 月 ）
本年の売上高 【A】	千円	千円	① 千円	② 千円	③ 千円
前年又は前々年 【B】(注3)	千円	千円	千円	千円	千円
減少率 (1-A/B) × 100	%	%	%	%	%

(注1) 「最近の売上高の状況」欄の各月と重複する場合は、記載を省略して差し支えない。

(注2) 1 本欄の各項目については、必ず記載すること。

2 「最近1ヵ月」の「減少率」が10%未満の場合、衛生環境激変特別貸付の適用はできない。

(注3) 1 営業歴が1年未満の場合は、「前年又は前々年同月」に代えて「最近1ヵ月を含む過去3ヵ月の売上高の平均額 [(①+②+③) ÷ 3]」を記入する。

2 営業歴が3ヵ月に満たない場合は、衛生環境激変特別貸付の対象とならない。

平成 年 月 日

商号又は法人名 _____

所在地 _____

申込人又は代表者名 _____ 印